

飯山市給水装置工事の手引き

～豊かな環境づくりと次世代への贈り物。
安全でおいしい水の安定的提供を目指して～



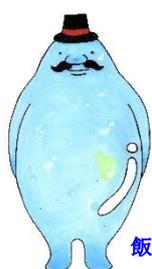
令和元年（2019年）10月

飯山市 建設水道部 上下水道課



【 目 次 】

| | |
|----------------------|-----------|
| 1. 総則 | P 1 |
| (1) 目的 | |
| (2) 給水装置の定義 | |
| (3) 給水装置工事の種類 | |
| (4) 給水装置の構造・材質 | |
| (5) 給水装置の所有権 | |
| 2. 量水器に関連する工事 | P 2 ~ P 6 |
| (1) 設置位置 | |
| (2) 量水器口径と加入金 | |
| (3) 第一止水栓 | |
| (4) 貯水槽水道 | |
| (5) 施工方法 | |
| (6) 臨時栓の取り扱い | |
| 3. 給水装置工事に関する手続き（申請） | P 6 ~ P 9 |
| (1) 事前の調査 | |
| (2) 工事の着手前 | |
| (3) 工事の施工 | |
| (4) 工事の完了 | |
| 4. 念書の提出 | P 10 |
| 5. その他 | P 11 |
| ＜添付資料＞ | |
| ◇「給水装置工事申請・届出フロー」 | A |
| ◇「給水設備台帳等閲覧申請書」（記入例） | B |
| ◇「念書」（例） | C |



飯山市水道キャラクター

「お水だんしゃく」

1. 総則

(1) 目的

この手引きは、飯山市水道条例（以下「条例」という。）ならびに飯山市水道条例施行規程（以下「規程」という。）における給水装置工事にかかわる施工、手続きについて、基準を定めることを目的とします。

(2) 給水装置の定義

給水装置とは、条例第3条により、需要者に水を供給するために、市長の施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいいます。

(3) 給水装置工事の種類

工事は、次の3種類に区分されます。

なお、列記に値しないものについては、その都度、事前に上下水道課（以下「担当」という。）と協議をしてください。

- ①新設工事 新たに給水装置の所有権を取得（量水器を設置）し、給水する場合。
- ②改造工事 a. 量水器はそのままにし、他の給水装置（配管等）を撤去する場合。
b. 権利をもって（既存の量水器を取り外し）、改めて異なる場所へ給水する場合。
- ③撤去工事 量水器を取り外し、市へ還す場合。
なお、当撤去工事の場合は、給水装置の所有権は無くなります。

(4) 給水装置の構造・材質

給水装置は、条例第8条第4項ならびに第5項により、基準に適合する構造、材質としてください。

(5) 給水装置の所有権

条例第12条により、工事の完成、かつ、工事手続きに要した費用（負担金・審査手数料等）を完納した時に、当該給水装置（量水器を除く。）の所有権を取得するものとします。

なお、量水器1基に対し1権利が生じます。アパート等の集合個別住宅などは各々の権利数となります。（例：本管取出しφ40mmでアパート戸数8戸＝φ20mm×8基分の権利）

また、下水道取出し管等の兼ね合いから、現状、水道本管より給水管取出しがされ第一止水栓まで施工されている場合があります。権利の有無について、担当にて確認をし、手続きをしてください。

2. 量水器に関連する工事

(1) 設置位置

給水装置に取り付ける量水器の設置位置は、配水本管から直角に引き込んだ給水管で、管民境界から1 m程への設置としてください。その際、除雪路線においては、除雪作業に支障をきたす位置や、落雪・堆雪箇所への設置はできるだけ避けてください。

また、将来にわたって量水器の維持管理を容易にするため、工事の申請手続きとして、設置箇所のオフセット資料（3点間計測：写真、位置図）の作成、提出をしてください。

(2) 量水器口径と加入金

口径の決定については、量水器の適用基準を考慮し、次の「給水装置標準設計施工基準」（昭和60年長野県水道協議会）を参考にして、同時使用率や所用水量などを加味し、選定してください。

なお、条例第35条第1項による水道加入金（負担金）は下記のとおりです。

| | | | | |
|---------|----------|-------------------|--------------|-------------------|
| 【量水器口径】 | 20 mm : | 1 1 0, 0 0 0 円 | 25 mm : | 1 7 6, 0 0 0 円 |
| | 30 mm : | 2 4 6, 4 0 0 円 | 40 mm : | 4 4 3, 3 0 0 円 |
| | 50 mm : | 7 0 9, 5 0 0 円 | 75 mm : | 1, 7 0 2, 8 0 0 円 |
| | 100 mm : | 2, 9 3 8, 1 0 0 円 | 13mm⇒20 mm : | 4 4, 0 0 0 円 |

[量水器適用基準表]参考値

直結給水

| 口径 (mm) | 形状・構造 | 流 量 範 囲 | | | |
|------------|----------------|-------------------------------------|-----------------------|-----------------------|-------------------------------------|
| | | 適用使用 流量範囲 (m ³ /h) | 瞬時許容 最大流量 (ℓ/h) | 1日許容 最大流量 (ℓ/h) | 一月許容 最大流量 (m ³ /h) |
| 1 3 | 接線流羽根 車式量水器 | 0.04~1.0 | 1.5 | 15 | 200 |
| 2 0 | | 0.1~1.5 | 2.3 | 24 | 300 |
| 2 5 | | 0.1~2.0 | 3.4 | 30 | 400 |
| 4 0 | 副管付接線 流羽根車式 | 0.2~5.0 | 8.0 | 75 | 1000 |
| 5 0 | | 0.04~10.0 | 12.0 | 150 | 2000 |
| 7 5 | 量水器 | 0.1~15.0 | 20.0 | 210 | 3000 |
| 1 0 0 | | 0.1~20.0 | 30.0 | 300 | 4000 |

[主な選定事項]※直結直圧式

(A) 一般住宅及びこれに準ずる小規模施工において「同時に使用する給水装置を設定して計算」し、選定する方法

◇使用頻度の高い台所や洗面所等を含み、任意に同時に使用する給水装置を設定し、設定された給水装置の吐水量を合計して同時使用水量を決定する方法です。

表1【同時使用率を考慮した給水栓数及び対応量水器口径】

| 給水栓数(個) パッキン口径10mm | 同時使用率を考慮した 給水栓数(個) | 対応する量水器口径 (mm) |
|-----------------------|-----------------------|-------------------|
| 1～2 | 1 | 13 |
| 3～6 | 2 | 13 |
| 7～10 | 3 | 20 |
| 11～15 | 4 | 25 |
| 16～30 | 6 | 30 |

表2【用途別標準使用水量と対応する給水栓口径】

| 用途別 | 標準使用水量 (ℓ/分) | 対応する給水栓 の口径(mm) |
|--------|-----------------|--------------------|
| 台所流し | 12～40 | 13～20 |
| 洗濯流し | 12～40 | 13～20 |
| 洗面台流し | 8～15 | 10～13 |
| 浴槽 | 20～60 | 13～25 |
| シャワー流し | 8～15 | 10～13 |
| トイレ小便器 | 12～45 | 10～13 |
| トイレ大便器 | 12～130 | 10～25 |
| 手洗い流し | 5～10 | 10～13 |
| 散水栓 | 15～40 | 13～20 |

表3【給水栓の標準使用水量】

| | | | |
|-------------|----|-----------|----|
| 給水栓口径(mm) | 13 | 20 | 25 |
| 標準使用流量(ℓ/分) | 17 | 40 | 65 |

表4【主な所用水量】

| 業態 | 一人一日当たりの平均使用水量(ℓ) |
|--------|-------------------|
| 一般住宅 | 1800～2600 |
| 営業兼用住宅 | 2500～3800 |
| アパート | 1800～2600 |
| 会社・事務所 | 1000～1600 |

<例> 4人居住で台所1・洗濯1・洗面台1・浴槽1・シャワー1・トイレ大便器2・散水栓2の一般家庭で口径13mmと仮定した場合の検討
 □瞬時使用率 台所12+洗濯12+洗面8=32ℓ/分= 1.92ℓ≤1.5m³/h : NG
 □所要水量 260*4名= 1.04m³/日≤360m³/日 : OK
 ∴ 口径13mmでは許容範囲外なので口径20mmで施工

(B) 給水管の分岐や集合住宅等における選定

◇管長や水圧及び摩擦係数が同一とした時の管径が同一となる表に基づき選定する方法です。

表5【管径均等表】

| mm | | 分岐口径(本数) | | | | | | |
|------------------|-----|----------|-----|-----|-----|-----|-----|----|
| | | 13 | 20 | 25 | 30 | 40 | 50 | 75 |
| 主 管 口 径 | 13 | 1 | | | | | | |
| | 20 | 2 | 1 | | | | | |
| | 25 | 3.7 | 1.8 | 1 | | | | |
| | 30 | 7 | 3.6 | 2 | 1 | | | |
| | 40 | 11 | 5.3 | 2.9 | 1.5 | 1 | | |
| | 50 | 20 | 10 | 5.5 | 2.7 | 1.9 | 1 | |
| | 75 | 54 | 27 | 15 | 7 | 5 | 2.7 | 1 |
| | 100 | 107 | 53 | 29 | 15 | 10 | 5.3 | 2 |

<例> 8戸1棟を2棟とする給水管の取出し。ただし1戸の部屋が一般家庭なみの構造とした場合。

□新設最低口径20mmを8戸×2棟=16本≦27本：口径75mm

∴給水管の取出し=75mmとする。(加入金は16戸分=1,728,000円)

(3) 第一止水栓

新設する量水器については、ボックス内に逆止弁付ボール止水栓(着脱可能ハンドル式)を設置することで当該装置を第一止水栓とすることとします。(冬期間の積雪があっても宅内の配管修理が行えるよう、積雪が少ない場所への第二止水栓の設置をおすすめします。)

なお、官民界付近に設置できない場合など、ボックス外に第一止水栓を設ける場合は、ボール型甲止水栓(キーハンドル)を設置してください。

また、量水器2次側の配管改造をする場合、逆止弁の設置や伸縮継手を用いることが望ましいです。

(4) 貯水槽水道

貯水槽(受水槽)の設置が必要となる場合は、建築基準法施行令第129条の2の5に定めるもののほか、下記の設置要件としてください。

なお、設置する場合には、同一建築物にて、同一量水器を使用しての通常の直結直圧方式との併用は避けてください。

①地上3階以上に給水する建築物。

②地盤高が高く水圧が不十分で所要の水圧が得られない場所にある建築物。

- ③一時に多量の水を必要とし、付近の給水に支障を及ぼすおそれのある建築物。
- ④断水・減圧等の発生で業務または営業等に支障をきたすおそれのある医療機関・店舗等で、断水作業等の協力が難しい建築物。
- ⑤毒物・薬品等の危険な化学物質を取扱い、これを製造・加工・貯蔵等を行う工場・事務所等で、配水管を汚染するおそれのある建築物。
- ⑥大容量のボイラなど水道に直結できない機器を設置し、これに給水を希望するとき。
- ⑦その他、水道管理者が必要と認めたとき。

(5) 施工方法

- ①新設 ア. 新設時の量水器ならびに給水管の口径は、20 mm以上としてください。ただし「弱者世帯及び市長が特に認めた場合」は、この限りではありません。
 - イ. 口径 50 mm以上の取出しについては、事前に協議をしてください。
 - ウ. 本管取出し部には、市が支給する「認識マーカ―」を埋設するとともにその位置についてオフセット資料（3点間計測：写真、位置図）の作成提出をしてください。
 - エ. 改めて本管より取出し工事をした場合、市道等の本復旧工事が必要となります。施工後、1年後までに本復旧工事を行うこととして、事前にその工事分を計上するほか、届出時にその道路内施工にて事業者が責任を持つ旨を備考欄へ記入ください。
- ②改造 ア. 口径の減径は、20 mmまでとします。なお、口径を減径する場合の加入金については、返却はしないものとします。
 - イ. 口径を増径する場合の加入金は、口径増径分を納入してください。
 - ウ. 権利分割（口径の差額利用）はできません。
 - エ. 既存配管を撤去する場合は、将来の漏水等を防ぐため、キャップ止めではなく、不要となる異形管（チーズ管など）を撤去し、再接続する施工としてください。
 - オ. 漏水に伴う配管替え工事（漏水個所の部分修理ではなく、配管路線の変更）が生じた場合には、市へ「減免申請書」ならびに「修理工事施工証明書」と併せ改造申請をしてください。（減免が受けられない場合があります。）
 - カ. 単独水栓の取替えおよび補修ならびに、こま、パッキン等給水装置の末端に設置される給水用具の部品を取替え（配管を伴わないものに限る。）る場合は、水道法施行規則第 13 条により、軽微な変更として申請の必要はありません。

- ③撤去 本管における既存サドル水栓において「玉下げ」施工としてください。
その際、本管サドル部のオフセット資料（3点間計測：位置図・写真）を作成、提出してください。なお、旧簡易水道施設など給水管施工情報が無く、取出し箇所が判明出来ない場合は、当該協議や所有者の同意により、官民界付近宅地内での「キャップ止め」施工としてください。当該処置においても、キャップ止め箇所のオフセット資料は必要となります。

（6）臨時栓の取り扱い

家屋の移転に伴い、新居を建築（改築）し、新居完成後、旧宅から新宅へ引っ越す場合など、臨時栓が必要となる場合があります。

量水器を臨時（一時的）に使用（最高期限1年間）することとなるため、次のとおりに水道加入金（負担金）を納めてください。（設計審査料、閉開栓手数料等別）

なお、撤去時に当該権利は消滅します。

| | | | |
|--------------------|----------|-----------|-----|
| ◇設置後3カ月以内に撤去 | ・・・・・・・・ | 水道加入金×0.4 | 相当額 |
| ◇設置後3カ月を超え6カ月以内に撤去 | ・・・・・・・・ | 水道加入金×0.5 | 相当額 |
| ◇設置後6カ月を超え1年以内に撤去 | ・・・・・・・・ | 水道加入金×0.6 | 相当額 |

3. 給水装置工事に関する手続き（申請）

条例では、下記の該当者に対し、5万円以下の過料を科すことができるとされています。指定工事事業者の方々におかれましては、給水装置工事に関する手続きにおいて、次の項目を熟知していただくとともに、適正な取扱いをし、申込者（所有者）へ負担のかからないようにしてください。

（別添A「給水装置工事 申請・手続きフロー」参照）

飯山市水道条例に基づき、次の該当者に対し、5万円以下の過料を科すことができます。

- （1）第4条（給水装置の新設等の申込）の承認を受けないで、給水装置の新設等をした者
- （2）正当な理由がなくて、第14条の給水装置の変更の工事施工、第20条の量水器の設置、第28条の使用水量の計量、第38条の検査並びに第39条及び第40条の給水の停止を拒み、又は妨げた者

（1）事前の調査

新設を除く工事の申請にあたり、施工箇所の所有者、使用者など、状況を先ず把握し、完了までの申請書等、提出が円滑になるように努めてください。

①必要となる同意書の作成

工事に応じて必要となる個人の給水管情報を「給水設備台帳等閲覧申請書」（別添B：様式例参照）を用いて、担当に確認してください。

< 施工箇所の状況が把握できたら必要となる以下の書類の作成に入ります。 >

②実状との整合

事前調査中、使用者や所有者など、実状との違いを確認した場合、次の届出（様式）が必要となります。

A：使用者氏名等変更届（様式第9号）

使用者が変わった場合に届け出が必要となります。

B：給水装置所有権取得届（様式第12号）

土地・建築物の売買や相続などで、所有者が変わった場合に届け出が必要となります。なお、その際、取得理由の証明（契約書・登記事項要約書等）も併せて必要となります。

C：代理人選定（変更）届（様式第5号）

給水装置の所有者が、市内に居住されていないとき、もしくは、その所有者が変わった場合に届け出が必要となります。

D：管理人選定（変更）届（様式第6号）

アパートなどの共同住宅の所有者または、経営者がその共同住宅に居住をしないとき、もしくは、その所有者が変わった場合に届け出が必要となります。

（2）工事の着手前

上記の手続きにより、給水状況や施工箇所において現地調査が終わったら、工事の着手に移ります。

着手前に“その工事が適正かどうか”“今後、必要なことは何か”を確認するため、工事の申込みをし、市のチェックを受けてください。

①給水装置新設・改造・撤去申込書（様式第1号）の提出

給水装置工事の「新設」「改造」「撤去」をする場合、下記を参照のうえ、それぞれ申し込みをしてください。

- A：新設工事の届出・・・新たに給水装置の所有権を取得（量水器を設置）し、給水する場合。国・県道を掘削、占用する場合は、市で占用等の許可申請を作成、協議します。
なお、市道等の占用については、工事着手前に道路管理者との協議、占用申請をしてください。（申請時に許可書の写しを添付。）

- B：改造工事の届出・・・ア) 量水器はそのままにし、他の給水装置（配管等）を撤去する場合。
イ) 権利をもって（既存の量水器を取り外し）、改めて異なる場所へ給水する場合。

C：撤去工事の届出・・・量水器を取り外し、市へ還す場合（原則、本管玉下げ施工）

②給水装置工事申込書（設計予算書）の提出

上記①の申込みとともに施行許可を得るために施工計画（配管計画等）について審査を受けてください。（正・副2部提出）

提出する際、次の書類を添付してください。

- A. 位置図（施工箇所の特定ができるもの）
- B. 配管平面・立体図
 - a：改造・撤去時の平面図については、既存量水器以降の配管を含んだもの
 - b：改造については、施工する配管と既存管が明確にわかるもの
- C. 必要となる同意書・念書（下記参照）
- D. 必要となる占用許可書の写し（道路占用時）

審査が終了すると「申込書確認・指示書」^控が審査結果として添付されます。当指示に基づき現地での施工や不足する書類等の提出をしてください。

（別添C：指示書例参照）

また、必要に応じて次の納付書が発行されます。量水器の設置前か工事完了までに必ずお支払いください。

| | |
|---------------|---------------------|
| ・国県道占用申請書手数料 | 6,000円/件 |
| ・設計審査、諸検査手数料 | 新設 9,000円/件 |
| | 改造 4,500円/件（蛇口3個以上） |
| | 無料（蛇口2個まで） |
| ・水道加入金（本管負担金） | 前記参照 |
| ・新設時の開栓手数料 | 1,000円/件 |

（3）工事の施工

①工事に係る法令の遵守

工事業者は、飯山市指定給水装置工事業者規定第3条業務処理の原則にもあるように、施工にあたっては、水道法、同施行令、同施行規則はもとより、条例、同施行規程ならびに飯山市指定給水装置工事業者規定を遵守してください。

また、当該手引きに加え「給水装置工事技術指針」（公：給水工事技術振興財団発行）

を参考に設計・施工してください。

②水道給水申込書（様式4）の提出

新規量水器を設置するため、量水器の貸出を行います。必要となる時期に申込みをしてください。

なお、上記（2）の工事申込みがされていない場合や諸手数料が未納ですと貸出ができないためご注意ください。

必要な諸事項を確認後（概ね1日）、量水器を貸出（引渡し）しますので、現地にて設置してください。

（4）工事の完了

①給水装置工事完成届（精算書）の提出

工事が完了したら速やかに届出てください。その際、設計予算書に添付されていた「申込書確認・指示書」控に確認サインをし、精算書（正・副2部）にそれぞれ添付し提出してください。（別添C：指示書例参照）

なお、完成届には、前記にもあるように、次の書類を作成、添付してください。

A) 量水器ならびに第一止水栓の位置オフセット資料の添付

既存を含め、降雪や障害物があっても量水器の位置が特定できるよう、位置図および写真を添付してください。どれも永久固定物からの距離を明記するようお願いいたします。

B) 新設取出し箇所位置オフセット資料の添付

維持管理上、必要となる本管取出し部の位置が特定できるよう、認識マーカーの設置写真と上記A) 量水器等と同様に資料を添付してください。

②給水装置工事完成届に基づく竣工検査の実施

上記が全て整いますと現地にて工事事業者立会いのもと、竣工検査を行います。指示を受けた後、完成検査通知書が発行されますので、結果に基づき、申込者（所有者）へその旨を報告し、工事の清算に進んでください。

4. 念書の提出

工事の施工にあたり、上記の定めのある事項に対し、理由が伴い、例外となる場合には、申込者（権利者）による「念書」を作成、提出を求める場合があります。その都度、担当へ確認してください。

なお、次の場合には念書が必要となります。（別添D：念書例参照）

- ①他の給水管から分岐する場合・・・申込書、精算書内にある同意欄にて届出。
- ②他の土地建物を使用する場合・・・申込書、精算書内にある同意欄にて届出。
- ③既存管を改めて使用する場合・・・申込時添付書類。将来にわたる目詰まりや事故について、申込者による自己責任とする趣旨の念書。
- ④口径不足と思われる場合・・・申込時添付書類。加圧不足や事故等について、申込者による自己責任とする趣旨の念書。
- ⑤異径管を使用する場合・・・申込時添付書類。量水器を含め、接続する口径の差異がある場合に加圧不足や事故について、申込者による自己責任とする趣旨の念書。
- ⑥管をキャップ止めとする場合・・・申込時添付書類。既存管を撤去した時などキャップ止め施工となった場合は、将来にわたる目詰まりや事故について、申込者による自己責任とする趣旨の念書。
- ⑦貯水槽を設置しない場合・・・前期2-(4)に示す設置要件にあてはまる場合にもかかわらず設置をしない場合、加圧不足等生じた場合も含め、異議・申し立てなどをしない旨の念書。

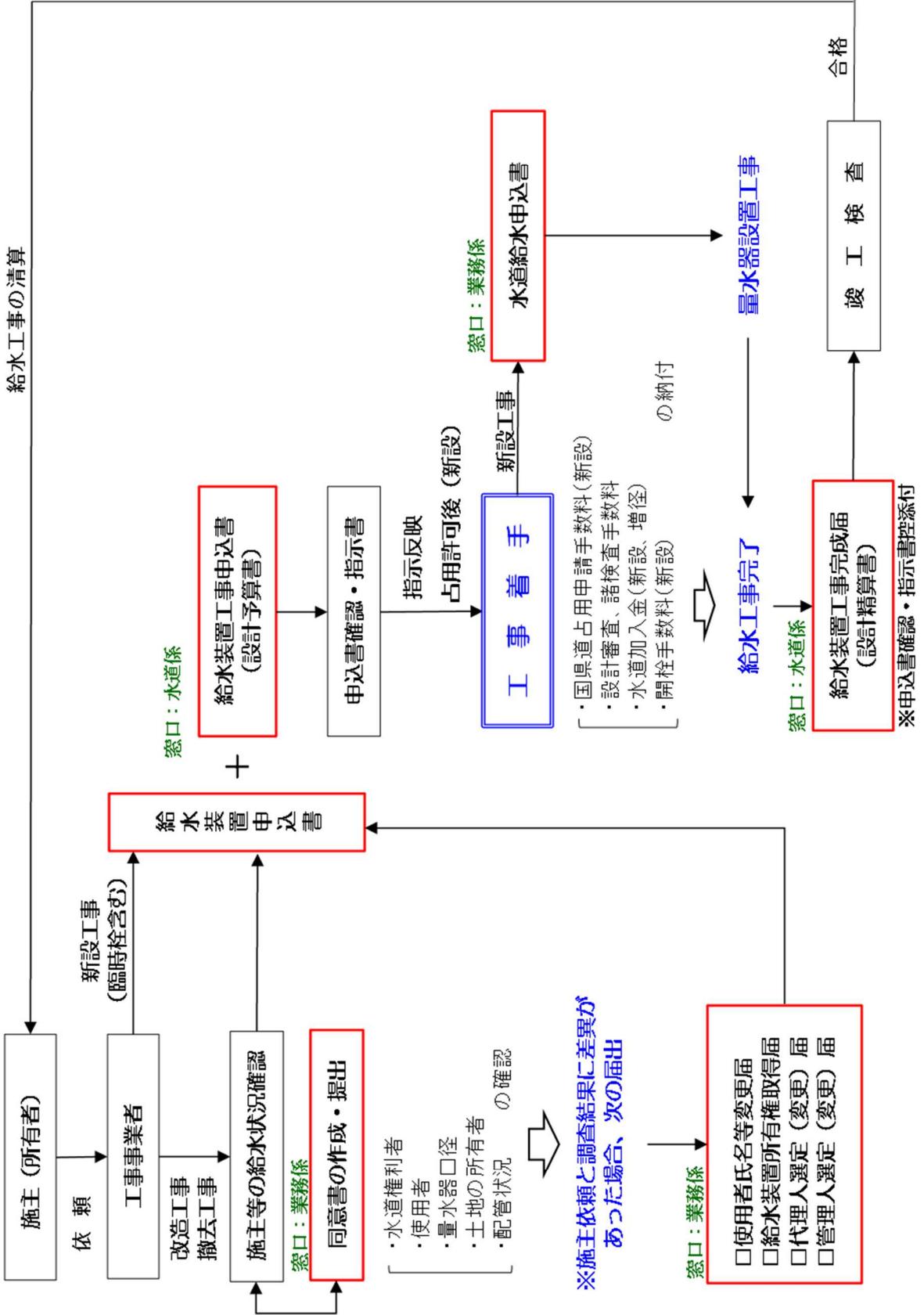
5. その他

- ①上記に記載されている事項の他、給水装置工事に際して、疑義が生じた場合、担当と協議、相談を事前にしていただき、工事の適正化に努めてください。
- ②前記に記載されている様式については、飯山市ホームページからダウンロードができますので、ご活用ください。

以上、「飯山市給水装置工事の手引き」となります。

飯山市指定給水装置工事事業者は、当該手引き書等を用いて、工事が安全でかつ、適正・円滑な施工となるよう努めてください。

給水装置工事申請・届出フロー (通常施工)



給水設備台帳・排水設備台帳等 閲覧申請書（記入例）

〇〇年 〇月〇〇日

飯山市長 あて

(申請者) 住所 飯山市大字〇〇1110-1
(法人名) (株) いいやま建設
氏名 飯山美雪 
(連絡先) TEL (0269) 62-3111

次のとおり、閲覧を申請します。

また、申請に当たって、次の誓約事項を厳守します。

※申請者本人確認書類：

| | |
|----------------|---|
| 閲覧するもの | <input checked="" type="checkbox"/> 給水設備台帳 <input checked="" type="checkbox"/> 水道施設図 <input type="checkbox"/> 排水設備台帳 <input type="checkbox"/> 下水道施設図 <input type="checkbox"/> 下水道受益者負担金賦課台帳 <input type="checkbox"/> その他 () |
| 給水装置・排水設備の設置場所 | 飯山市大字〇〇1110-2 |
| 給水装置・排水設備の所有者 | (住所) 飯山市大字〇〇1110-2 (氏名) 飯山 四季男 |
| 申請理由 | <input checked="" type="checkbox"/> 給水装置工事のため <input type="checkbox"/> 排水設備工事のため <input type="checkbox"/> 土地調査のため <input type="checkbox"/> その他 () |
| 写しの交付 | <input checked="" type="checkbox"/> 要 <input type="checkbox"/> 不要 |

◆誓約事項

- ・ 閲覧等により得た情報は、保管に十分注意し、申請理由の使用目的以外の目的に使用しません。
- ・ 写しの交付を受けた場合、その写しが不要となったときは、速やかに申請者の責任において破棄します。
- ・ 本申請に関し、所有者、使用者又は市に損害を与えたときは、その損害の全てについて、申請者の責任において解決します。

同 意 書

私は、上記申請者に、私が所有する給水・排水設備の台帳又は関連する図面の個人情報の部分について閲覧させ、写しを交付することに同意します。

(所有者) 住所 飯山市大字〇〇1110-1

氏名 飯山 四季男 
連絡先 090 - 〇〇〇〇 - △△△△

念 書 (例)

〇〇年 〇月〇〇日

飯山市水道事業管理者
飯山市長 足立正則 殿

住 所 飯山市大字〇〇1110-1

氏 名 飯 山 四季男



〇〇〇の設置・施工について

今回の給水装置工事申込書の提出にあたり、貴市よりご指導頂きました〇〇〇の設置（施工）につきましては、□□□□□（理由）により、△△△△とすることとさせて頂きました。

なお、〇〇〇をする際、今後、想定される■ ■ ■ ■ や ◇ ◇ ◇ ◇ ◇ 等、受水に支障をきたした場合は生じても、当方としては貴市に対して一切異議申し立てをしないことをここに確約致します。